

母子父子寡婦福祉貸付金の概要

(令和8年4月1日適用)

那覇市

資金種類	貸付対象等 (法第13条第1項等)	貸付限度額 (令第7条)	貸付を受ける期間 (令第7条)	据置期間 (令第8条)	償還期限 (令第8条)	利率 (令第8条)
事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	事業(例えば、洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するために必要な資金(例:設備、什器、機械等の購入)	個人 3,720,000円 団体 5,580,000円 (注)複数の、母子家庭の母若しくは父子家庭の父が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用出来るものとする		貸付日から1年	据置期間経過後7年以内 (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%
事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な資金(例:商品、材料等の購入)	個人 1,860,000円 団体 1,860,000円		貸付日から6カ月	据置期間経過後7年以内 (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	授業料、学校納付金(施設整備費、実習費等)、修学費(交通費、教科書代、参考図書代、実習教材費等)、課外活動費(部活動費、サークル活動費、その他正課教育以外の経費等)、自宅外通学において係る経費(食費、住居費、光熱水費等)、保健衛生費(診療代、薬代等)、その他学校生活を送る上で必要と認められる経費。 大学等又は大学院については、学校生活を送るうえで必要な生活費等を貸付対象に加える。	別表「修学資金貸付限度額(月額)一覧表①」のとおり。 ただし、児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(扶養親族等が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合には、別表「修学資金貸付限度額(月額)一覧表②」のとおり。 ※大学等…大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校(4年次・5年次)	修学期間中	当該学校卒業後6カ月	据置期間経過後20年以内 ※専修学校(一般)は、5年以内 無利子
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:ホームヘルパー・パソコン・栄養士等)	【一般】月額 68,000円 【特別】一括 816,000円(12カ月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	据置期間経過後20年以内 (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 運転免許 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了した事により児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	据置期間経過後20年以内 無利子
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 110,000円 特別 340,000円(通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合)		貸付日から1年間	据置期間経過後6年以内 ※親に係る貸付:(保証人有)無利子、(保証人無)年1.0% ※子に係る貸付は無利子
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童※ ・父子家庭の父又は児童※ ・寡婦 ※介護の場合は児童を除く	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】340,000円(特別 510,000円) 【介護】500,000円 ※【医療(特別)】は、特に経済的に困難な事情にあると認められる場合。		医療又は介護を受ける期間満了後6カ月	据置期間経過後5年以内 (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	・知識技能を習得している期間 ・医療又は介護を受けている期間 ・母子家庭又は父子家庭になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間(事由発生日から7年未満) ・失業期間(離職日から1年以内)	【一般】月額 118,000円 【知識技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は配偶者のないものとなった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額118,000円、合計2,832,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,416,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 ※貸付対象者が当該世帯の生計中心者でない場合は、月額79,000円を限度とする。	・知識技能の習得期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職日の翌日から1年以内 ※全て原則3カ月	貸付を受ける期間満了後6カ月	・知識技能:据置期間経過後20年以内 ・医療又は介護及び失業:据置期間経過後5年以内 ・生活安定:据置期間経過後8年以内 (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%
資住宅	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円(災害等による住宅全壊等)		貸付日から6カ月間	据置期間経過後6年以内(特別は7年以内) (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%
資転宅	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するために住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		貸付日から6カ月間	据置期間経過後3年以内 (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	受験料、被服費等。 大学等又は大学院については、受験料を貸付対象に加える。	別表「就学支度資金貸付限度額一覧表」のとおり		(小・中)満15歳時の属する学年終了後6カ月 (高校・大学等)修学終了後6カ月 (修業施設)知識技能習得終了後6カ月	(小・中・高・大学等)据置期間経過後20年以内 (専修学校(一般)・修業施設)据置期間経過後5年以内 無利子
資結金婚	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	340,000円		貸付けの日から6カ月間	据置期間経過後5年以内 (保証人有)無 利子 (保証人無)年 1.0%

(注)違約金: 年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に返還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算して請求します。平成27年3月31日までの滞納分は元利金につき年10.75%、平成27年4月1日以降滞納分は元利金につき年5%。令和2年4月1日以降滞納分は元利金につき年3%。  
連帯保証人: 貸付金の種類によっては、借受人と連帯して債務を負担する連帯保証人を立てることによって、無利子貸付を受ける事が出来ますが、連帯保証人を立てず有利子を選択することも可能(但し、連帯保証人同等の償還能力があると判断された場合に限る)。

修学資金貸付限度額(月額)一覧表① (単位:円)

学校等種別 \ 学年		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000	27,000	27,000	—	—
		自宅外通学の時	34,500	34,500	34,500	—	—
	私立	自宅通学の時	45,000	45,000	45,000	—	—
		自宅外通学の時	52,500	52,500	52,500	—	—
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学の時	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学の時	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学の時	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅通学の時	67,500	67,500	67,500	67,500	—
		自宅外通学の時	78,000	78,000	78,000	78,000	—
	私立	自宅通学の時	89,000	89,000	89,000	89,000	—
		自宅外通学の時	126,500	126,500	126,500	126,500	—
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500	67,500	—	—	—
		自宅外通学の時	96,500	96,500	—	—	—
	私立	自宅通学の時	93,500	93,500	—	—	—
		自宅外通学の時	131,000	131,000	—	—	—
大学	国公立	自宅通学の時	71,000	71,000	71,000	71,000	—
		自宅外通学の時	108,500	108,500	108,500	108,500	—
	私立	自宅通学の時	108,500	108,500	108,500	108,500	—
		自宅外通学の時	146,000	146,000	146,000	146,000	—
大学院	修士課程	132,000	132,000	—	—	—	
	博士課程	183,000	183,000	183,000	—	—	
専修学校(一般課程)※1		55,000	55,000	—	—	—	

修学資金貸付限度額(月額)一覧表② (単位:円)

学校等種別 \ 学年		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000	27,000	27,000	—	—
		自宅外通学の時	34,500	34,500	34,500	—	—
	私立	自宅通学の時	45,000	45,000	45,000	—	—
		自宅外通学の時	52,500	52,500	52,500	—	—
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学の時	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学の時	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外通学の時	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅通学の時	67,500	67,500	67,500	67,500	—
		自宅外通学の時	77,500	77,500	77,500	77,500	—
	私立	自宅通学の時	84,500	84,500	84,500	84,500	—
		自宅外通学の時	108,500	108,500	108,500	108,500	—
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500	67,500	—	—	—
		自宅外通学の時	86,500	86,500	—	—	—
	私立	自宅通学の時	86,500	86,500	—	—	—
		自宅外通学の時	110,500	110,500	—	—	—
大学	国公立	自宅通学の時	69,500	69,500	69,500	69,500	—
		自宅外通学の時	92,500	92,500	92,500	92,500	—
	私立	自宅通学の時	95,000	95,000	95,000	95,000	—
		自宅外通学の時	121,000	121,000	121,000	121,000	—
大学院	修士課程	132,000	132,000	—	—	—	
	博士課程	183,000	183,000	183,000	—	—	
専修学校(一般課程)※1		55,000	55,000	—	—	—	

※1: 専修学校について、修業年限が1年のものは高等又は専門課程であっても一般課程の扱いです。

修学資金の貸付けにより修学をする者が、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)による授業料減免又は給付型奨学金(学資支給金)を受けるときは、所定の額から当該授業料減免及び給付型奨学金の額に相当する額を控除した額を限度額とします。

就学支度資金貸付限度額一覧表 (単位:円)

学校等種別 \ 学年		限度額	
小学校		91,600	
中学校		101,000	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	150,000
		自宅外通学	160,000
	私立	自宅通学	410,000
		自宅外通学	420,000
専修学校(一般課程)※2		自宅通学 150,000 自宅外通学 160,000	
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅通学	420,000
		自宅外通学	430,000
	私立	自宅通学	580,000
		自宅外通学	590,000
大学院	国公立	430,000	
	私立	590,000	
修業施設等(高卒者)		自宅通学	272,000
		自宅外通学	282,000

※2: 専修学校について、修業年限が1年のものは、高等又は専門課程であっても一般課程の扱いです。

就学支度資金の貸付けにより入学する者が、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく高等教育の修学支援新制度による入学金の減免を受けるときは、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額を限度額とします。